

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間等 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">法第34条第1号審査基準</p> <p>1 開発区域 開発区域は、条例第5条第1項第2号アに規定する既存の集落内に存すること。</p> <p>2 予定建築物 予定建築物の用途及び規模は、次のいずれかに該当するものであること</p> <p>(1) 令第21条第26号イに該当する建築物で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 伊奈町が設置する小学校、中学校、義務教育学校</p> <p>イ 幼稚園</p> <p>(2) 令第21条第26号ロに該当する建築物で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 保育所</p> <p>イ 介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを提供する施設（ただし、伊奈町の住民のみの利用に供するものに限る。）</p> <p>ウ 特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設（ただし、主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供するものに限る。）</p> <p>エ アからウ以外の施設で、施設利用者が通所する施設（主と</p>	<p style="text-align: center;">法第34条第1号審査基準</p> <p>1 開発区域 開発区域は、条例第5条第1項第2号アに規定する既存の集落内に存すること。</p> <p>2 予定建築物 予定建築物の用途及び規模は、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 令第21条第26号イに該当する建築物で次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 伊奈町が設置する小学校、中学校</p> <p>(イ) 幼稚園</p> <p>(2) 令第21条第26号ロに該当する建築物で次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 保育所</p> <p>(イ) 伊奈町が指定した事業者が行う地域密着型サービスを提供する施設（ただし、伊奈町の住民のみの利用に供するものに限る。）</p> <p>(ウ) 特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設（ただし、主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供するものに限る。）</p> <p>(エ) (ア) から (ウ) 以外の施設で、施設利用者が通所する施設</p>

して当該施設の利用者の短期入所の用に供する施設を併設するものを含む。)

(3) 令第21条第26号ハに該当する建築物で次のいずれかに該当するもの

- ア 診療所
- イ 助産所
- ウ 病院（ただし、伊奈町内に現に存する病院が移転するものに限る。）

(4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（ろ）項第2号に掲げるもの

(5) あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所であって、床面積の合計が150㎡以下のもの

(6) 自動車修理工場（自動車の販売を行うもの、自動車の解体を行うもの又は専ら自己の業務用自動車の修理整備を行うものを除く。）又は農機具修理工場であって、作業場の床面積の合計が300平方メートル以内のもの

(7) 農業協同組合その他の農林漁業団体の事務所

（主として当該施設の利用者の短期入所の用に供する施設を併設するものを含む。)

(3) 令第21条第26号ハに該当する建築物で次のいずれかに該当するもの

- (ア) 診療所
- (イ) 助産所
- (ウ) 病院（ただし、伊奈町内に現に存する病院が移転するものに限る。）

(4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（ろ）項第2号に掲げるもの

(5) あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所であって、床面積の合計が150㎡以下のもの

(6) 自動車修理工場（専ら自己の業務用自動車の修理整備を行うもの、自動車の販売を行うもの又は自動車の解体を行うものを除く。）又は農機具修理工場であって、作業場の床面積の合計が300㎡以下のもの

(7) 農業協同組合その他の農林漁業団体の事務所